

松前町地域おこし協力隊募集要項

松前町は、北海道最南端に位置し、温暖な気候風土と日本海・津軽海峡の豊かな恵みがもたらす漁業が盛んで、四季に応じた味覚を満喫できます。

また、250品種を誇る桜の名所で知られる北海道唯一の城下町で、年間約40万人の観光客が訪れますが、その一方で人口減少が進み、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が50%を超えるなど、過疎化が進行しています。

こうした人口減少等の課題解決に向けて、令和4年4月に、松前町と東急不動産株式会社が業務提携し、町の将来計画である「松前町スマート・シュリンク SX ビジョン」を作成しました。

本ビジョンは、松前町の主力産業である観光、漁業に加えて、再生可能エネルギー資源を活用した脱炭素への取り組みや、畜産など新たな産業も加えて、産業の維持と活性化を目指す計画としており、官民連携で取り組んでいます。

また、令和5年1月に、一般社団法人北海道まつまえ観光物産協会を設立され、令和6年5月には、東急不動産株式会社が、地域共生の拠点なる施設「TENOHA（テノハ）松前」を開業予定で、本ビジョンの推進に大きな追い風となることが期待されます。

松前町としては、官民連携による持続可能なまちづくりを進めるため、まちのブランド力向上や関係人口拡大を担う「北海道まつまえ観光物産協会」と、域内交流・都市との交流促進を担う「TENOHA 松前」で働く、地域おこし協力隊を募集します。

1 募集人員

一般社団法人北海道まつまえ観光物産協会スタッフ	1名
地域共生の拠点施設「TENOHA松前」スタッフ	2名

2 応募条件

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 年齢が概ね20歳以上40歳以下の方
- (2) 応募時点で、地域要件に該当する3大都市圏と政令指定都市または地方都市等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住し、採用後は松前町に移住し、住民票を異動できる方
※地域要件は、別添の「地域要件確認表」をご参照ください。
※地域要件を満たす松前町出身者のUターンも歓迎します。
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (4) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- (5) パソコン操作が可能な方（ワード、エクセル等による書類作成、SNSを活用した情報発信、ホームページの更新）
- (6) 心身ともに健康で、地域おこし協力隊に意欲と情熱がある方

(7) 活動期間終了後も、松前町に住み、起業や就業する意思をお持ちの方

3 活動内容

- (1) 一般社団法人北海道まつまえ観光物産協会スタッフ
 - ・観光物産協会及び松前藩屋敷の管理運営に関すること
 - ・ホームページの更新、SNSを活用した情報発信に関すること
 - ・観光誘客に関すること（ツアー・イベントの企画運営・観光ガイド支援）
 - ・特産品の販売促進及びPR活動に関すること
 - ・その他、まちづくり全般に関すること（TENOHHAとの連携）
- (2) 地域共生の拠点施設「TENOHHA松前」スタッフ
 - ・コンシェルジュ業務に関すること（店舗紹介、宿泊・交通案内、施設案内全般）
 - ・ワーケーションの受入に関すること（ツアー企画、移住相談全般）
 - ・コワーキングスペースの利用に関すること（受付、料金受領）
 - ・コミュニティスペースの利用に関すること（イベント企画等）
 - ・ホームページの更新、SNSを活用した情報発信に関すること
 - ・リエネウインドファームの運営に関すること（イベント企画、情報発信）
 - ・その他、まちづくり全般に関すること（観光物産協会との連携）

4 活動場所

- (1) 一般社団法人北海道まつまえ観光物産協会のスタッフ
松前町内（勤務場所は、松前藩屋敷内、まつまえ観光物産協会）
- (2) 地域共生の拠点施設「TENOHHA松前」のスタッフ
松前町内（勤務場所は、TENOHHA松前）

5 任用形態・任用期間

- (1) 松前町会計年度任用職員（フルタイム）として任用します。
- (2) 任用期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとします。ただし、最初の1ヵ月間については、条件付採用期間とします。
- (3) 人事評価の結果が良好な場合は、1年ごとの更新により、最長3年間まで、任用期間を延長することが可能です。

6 勤務日・勤務時間・休暇

- (1) 勤務日
週5日間勤務のシフト制 ※受入事業者の就業規則に準じます。
- (2) 勤務時間
1日7時間45分、休憩時間1時間
- (3) 休暇
非定例日（週2日）、国民の祝日に関する法律による休日（状況により勤務する場合あり）、年末年始、年次有給休暇、特別休暇等あり

7 給 与

- (1) 給料月額 205,200円(社会保険料等の自己負担分が差し引かれます。)
- (2) 期末勤勉手当 年間4.5月分(6月と12月に各2.25月分)を支給します。
ただし、任用初年度は支給割合が期末・勤勉手当ともに30/100となります。
- (3) 手当等 時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当等

8 待遇・福利厚生等

- (1) 住宅料及び光熱水費は個人負担となります。なお、転居にかかる費用、家具など日常生活用品は個人で用意していただきます。
- (2) 勤務条件等は、松前町会計年度任用職員の任用等に関する規則によります。

9 応募方法

- (1) 受付期間
随時受け
- (2) 提出書類
松前町地域おこし協力隊応募用紙(ダウンロードして使用ください。)
※提出された書類は返却しません。
- (3) 応募方法
提出書類を下記の申込み先へ持参、郵送または電子メールで提出してください。

- (4) 申込み・お問い合わせ先

〒049-1592 北海道松前郡松前町字福山248番地1
松前町役場 商工観光課
電 話 : 0139-42-2640 (直通) F A X : 0139-46-2048
電子メール : matsumaekankou@gmail.com

10 選考方法

- (1) 第1次選考(書類選考)
応募受付後、1週間程度で合否の結果を通知します。
- (2) 第2次選考(面接)
第1次選考の合格者を対象に、オンラインによる個別面接を行います。なお、実施日については第1次選考の合格者のみにお知らせします。